

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略 】

長崎県における平成22年度以降の主観的審査事項及び
格付け要件の追加について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長崎県では、平成22年度以降の主観的審査事項及び格付け要件について別添のとおり追加することとなりましたので、お知らせ申し上げます。

なお、「暴力団排除への取り組み（不当要求防止責任者講習の受講者の加点）」並びに「労働安全への取り組み（建設業労働災害防止協会の研修受講者の加点）」につきましては、前者については、「（財）長崎県暴力追放運動推進センター」から、また、後者については、「建設業労働災害防止協会長崎県支部」から受講者が長崎県土木部監理課へ報告されることになっております。

このため、「長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届け出」における届け出は不要となります。

追って、「暴力団排除への取り組み（不当要求防止責任者講習の受講者の加点）」における加点要件の取得方法につきましては、【別紙】「主観点項目：暴力団等排除への取組み（不当要求防止責任者講習の受講）」をご参照願いますことを申し添えます。